

選挙管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社団法人大阪府警備業協会（以下「協会」という。）役員選任規程第 4 条第 1 項及び第 5 条第 3 項の規定に基づき、会長選挙並びに会員理事候補者、監事候補者及びそれぞれの補充者の選出に係る選挙の方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会)

第 2 条 役員選挙に関する事務を行うため、協会の各支部（以下「各支部」という。）から選出された選挙管理委員（以下「委員」という。）により組織する選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、役員選挙に関する事務を公明かつ適正に行うため、協会の組織から独立して活動するものとする。
- 3 委員会は、役員選挙に関する事務を円滑に運営する権限と責任を有する。
- 4 選挙管理委員長（以下「委員長」という。）は、委員会を代表し、その事務を統括する。
- 5 選挙管理副委員長（以下「副委員長」という。）は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ定められた順位に基づき、その職務を代行する。
- 6 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ成立しない。
- 7 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 8 委員会の専決事項を除く事務は、協会の事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(会議の種類)

第 3 条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、第 1 回定例委員会及び第 2 回定例委員会とする。
- 3 臨時会は、第 1 回定例委員会から第 2 回定例委員会までの間に、第 7 条第 3 項の規定に基づき開催する。

(委員の資格)

第 4 条 委員は、役員選任規程第 3 条に該当する者のうちから選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、現に役員である者及び役員に立候補し又はその推薦を受ける予定である者は、委員になることができない。
- 3 過去に第 6 条第 4 項に該当し委員を解任されたことがある者は、委員になることができない。
- 4 委員に委嘱された者は、当該役員選挙が終了するまでの間、役員に立候補し、又は役員及びその補充者としての推薦を受けることができない。

5 委員は、非常勤とし再任を妨げない。

(委員の選出)

第 5 条 各支部幹事会は、当該支部に所属し、かつ、前条の資格を有する者のうちから委員 3 名を選出し、役員選挙が行われる総会（以下「総会」という。）開催日の 110 日前までに、協会の会長（以下「会長」という。）にその名簿を提出するものとする。

2 当該支部から選出された委員に欠員が生じたときは、速やかにその後任を選任できるようにするため、各支部幹事会において前項の委員を選出する際に、その補充者 2 名以内を同時に選出し、その就任順位を付した上、前項の委員名簿とともに、会長にその名簿を提出するものとする。

3 各支部幹事会において、委員及びその補充者を選出する際の選出方法については、当該支部幹事会に委ねる。

(委員の任期)

第 6 条 会長は、各支部幹事会から提出された委員名簿に基づき、総会開催日の 95 日前までに、「委嘱状」（別記様式 1）を交付して委員に委嘱するものとする。

2 委員の任期は、委嘱状の交付を受けたときから、次条に規定する第 2 回定例委員会の終了時までとする。

3 委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、委員会の決議をもって委員の資格を喪失する。

(1) 第 4 条の委員の資格を満たさなくなったとき。

(2) 本人が辞任したとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 正当な理由なく、委員の責務を果さなかったとき。

(5) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

4 委員長は、委員としてふさわしくない行為があったと認められるときは、直ちに臨時会を開催し、委員会の決議をもって当該委員を解任しなければならない。

5 委員長は、第 3 項及び前項によって欠員が生じたときは、直ちに当該欠員となった者が所属する支部の補充者名簿のうちから委員を選出して会長に届け出るものとし、会長は、速やかに委嘱状を交付して委員に委嘱するものとする。

(会議の招集)

第 7 条 会長は、総会開催日が決定したときは、その 95 日前までに、各支部幹事会から届け出のあった委員による第 1 回定例委員会を招集しなければならない。

2 委員長は、総会の終了後 2 カ月以内に第 2 回定例委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、会議が必要と認められるとき、又は 4 分の 1 以上の委員が会議の開催を請求したときは、直ちに臨時会を招集しなければならない。

(委員長及び副委員長の選出)

第 8 条 第 1 回定例委員会において、委員長 1 名、副委員長 2 名を、委員の互選により選出する。

2 前項の互選は、無記名投票の方法によるものとし、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員会は、出席委員全員に異議がないときは、第 1 項の互選にかえて指名推薦の方法を用いることができる。この場合においては、出席委員全員の同意があった被指名人をもって当選人とする。

(選挙の日程)

第 9 条 会長は、第 1 回定例委員会を招集する際、又は第 1 回定例委員会の席上において、協会の理事会で定められた総会開催日を、全員に通知しなければならない。

2 選挙の日程は、総会開催日を基準とし、原則として、次の各号に定める日程によって実施するものとし、委員会は会長及び支部長と調整し、必要な日程を確定しなければならない。

- (1) 選挙管理委員名簿の作成及び提出……………総会開催日の 110 日前まで
- (2) 第 1 回定例委員会の開催……………総会開催日の 95 日前まで
- (3) 役員の立候補受付開始通知の発送日……………総会開催日の 60 日前まで
- (4) 役員の立候補受付の締切日……………総会開催日の 50 日前まで
- (5) 支部総会開催通知書の発送日……………総会開催日の 45 日前まで
- (6) 支部総会開催日……………総会開催日の 25 日前まで
- (7) 会長立候補受付の締切日……………総会開催日の 20 日前まで
- (8) 会長選挙告示日……………会長立候補受付日の締切日の翌日
- (9) 総会開催通知書の発送……………総会開催日の 15 日前まで
- (10) 会長選挙に伴う臨時総会……………3 月 1 日(ただし、この日が土・日曜日の場合は、3 月の直近の日)

(支部会員数確定日)

第 10 条 削除(支部会員数確定日・平成 11 年 8 月 27 日)

(支部総会における有権者)

第 11 条 支部総会における有権者は、総会開催日の 60 日以上前から協会の定款第 5 条に定める正会員(法人の場合はその代表取締役とする。)の資格を有し、かつ、選挙当日当該支部に所属している者とする。

2 前項の規定による有権者が投票できないときは、当該有権者の企業に在籍する者で、当該有権者から委任状を持って委任を受けた者がその代理人として投票することができる。

(理事候補者等の立候補の届け出)

第 12 条 理事候補者又は監事候補者になろうとする者は、当該支部ごとに定められた

役員の立候補受付の締切日までに、委員会に対し「理事・監事立候補届」（別記様式2）に「誓約書」（別記様式3）を添え、立候補の届け出を行わなければならない。

ただし、理事又は監事の立候補者が役員選任規程第3条第1項ただし書きの規定に基づき代表者から委任を受けた者の場合は、「理事・監事立候補同意書」（別記様式4）を委員会に提出しなければならない。

- 2 立候補者が当該支部の定数（理事候補者は2名、監事候補者は1名。以下同じ。）に満たない場合は、委員会は当該支部長に対し立候補者の欠員補充を要請することができる。その場合、当該支部長は、定数を充足させるために必要な立候補者を決定し、速やかに委員会へ届け出なければならない。
- 3 立候補届け出期間中、会員から定数又は立候補者名の問い合わせがあった場合、委員会又は事務局はそれに答えなければならない。

（理事・監事立候補の辞退届）

第12条の2 前条第1項の規定により、理事又は監事に立候補した者が、立候補を辞退しようとするときは、支部総会の前日午後5時までに「理事・監事立候補辞退届」（別記様式5）により委員会に届け出なければならない。

（理事候補者等の選出）

第13条 理事候補者又は監事候補者としての立候補者の数が定数と同数である場合は、当該支部総会において選挙を行うことなく、立候補者全員を当該支部により選出された者として、総会に推薦する。その場合には、当該支部総会において、理事候補者の補充者2名及び監事候補者の補充者1名をそれぞれ決定し、その就任順位を付した上、立候補者とともに総会に推薦しなければならない。

- 2 理事候補者又は監事候補者としての立候補者の数が定数を超える場合は、当該支部総会において、委員会の管理のもとに選挙を行い、有効投票の多数を得た者から順にその定数に達するまで理事候補者又は監事候補者と定め、次点以下の者はその得票の多い者から順にその定数に達するまでその補充者と定め、総会に推薦する。
- 3 第1項の場合において、支部から推薦する理事候補者又は監事候補者の補充者についても、「誓約書」（別記様式3）を提出しなければならない。

（会長立候補の届け出）

第13条の2 前条の規定により、支部総会で理事候補者に決定された者は、会長選挙に立候補することができる。

- 2 立候補する者は、委員会あて、支部総会の決定後、会長立候補受付の締切日までに、「会長立候補届」（別記様式6）により、委員会に立候補の届け出を行わなければならない。
- 3 委員長は会長立候補受付の締切日の翌日、立候補の届け出をした者の氏名を公表し、2名以上の立候補者がいる場合は、「会長選挙に関する告示」（別記様式7）により会長選挙の実施を告示する。

4 前項の場合、立候補の届け出をした者は、告示日から総会の前日まで、選挙運動を行うことが出来る。

(会長立候補の辞退届)

第13条の3 前条第1項及び第2項の規定により、会長に立候補した者が立候補を辞退しようとするときは、総会の前日午後5時までに「会長立候補辞退届」(別記様式8)により、委員会に届け出なければならない。

(総会における有権者)

第14条 総会における有権者は、総会開催日の60日以上前から、協会の定款第5条に定める正会員(法人の場合はその代表取締役とする。)の資格を有し、かつ、選挙当日に協会に所属している者とする。

2 前項の規定による有権者が投票できないときは、当該有権者の企業に在籍する者で、当該有権者から委任状を持って委任を受けた者がその代理人として投票することができる。

(理事候補者等の選任)

第15条 委員長は、各支部から推薦された理事候補者及びその補充者並びに監事候補者及びその補充者の氏名並びに会長選挙立候補している者の氏名を、総会に報告しなければならない。

2 前項により報告された被推薦者は、総会に出席した有権者の過半数の承認を経て、会員理事及びその補充者並びに監事及びその補充者として選任されるものとする。

(会長の選挙)

第16条 委員会は、前条によって選任された会員理事で、会長選挙に立候補した者が1名の場合は、当該立候補者を当選人として認定し、委員長が総会に報告する。

(旧第1項 削除)

2 委員会は、前条の立候補者が2名以上の場合は、委員会の管理のもとに選挙を行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人として認定し、委員長が総会に報告する。

(選挙管理事務)

第17条 支部総会において、委員会が行う役員選挙に関する事務は、次の各号のとおりとする。

(1) 支部会員数確定日における当該支部の会員数を確認し、支部長と協議して、当該支部の役員の定数、選出役員の立候補受付の開始日とその締切日を決定し、当該支部長を経由して有権者へ通知する。

(2) 役員の立候補を受け付け、立候補の締切日までに定数に満たない場合には、立候補者の欠員補充を要請することについて協議し、必要があると認める場合には、第12条第2項の規定に基づき、速やかに当該支部長に対し要請する。

- (3) 受け付けた立候補者について、その都度、役員選任規程第3条に定める役員の資格について審査し、該当しない者については直ちにその理由を本人に通知するとともに、立候補の受付を取り消す。
- (4) 各支部ごとに立候補者を確定し、当該支部総会における投票による選挙実施の有無を決定する。
- (5) 支部長と協議して支部総会の開催日を決定し、当該支部長を經由して当該支部会員に対し、支部総会の開催日時、開催場所、立候補者名、投票による選挙実施の有無、その他必要な事項を通知する。
- (6) 各支部総会までに、立候補者の氏名を連記した「理事選挙投票用紙」(別記様式9)及び「監事選挙投票用紙」(別記様式10)及びそれぞれの投票箱を準備し適正に保管する。ただし、当該支部総会において投票による選挙を実施しない場合には、その準備を必要としない。
- (7) 各支部総会に、当該支部から選出された委員以外の委員3名以上を派遣し、当該支部における立候補者氏名、投票による選挙の有無、その他必要な事項を当該支部総会に報告する。ただし、委員長は自らが選出された支部を含み、すべての支部総会に出席できるものとする。
- (8) 各支部総会において、投票による選挙が必要な場合には、投票用紙、投票箱、有権者名簿、その他必要な資材を当該支部総会の会場へ搬入し、定刻までに適切に設営する。
- (9) 投票用紙は、有権者を確認した上で交付し、指定の記入場所で記入させ、指定の投票箱に投票させる。特に投票箱については、その直近に複数の委員を配置し、不正行為等を防止する。
- (10) 投票終了後は、委員立会いのもとで直ちに開票し、各立候補者の得票数を集計し、第13条第2項の規定に基づき当選人を確定する。
- (11) 定数以内の当選確定者の得票数が同数である場合の順位は、立候補の届出順とする。
- (12) 得票数が同数のため当落を決めがたいときは、当該同一得票者による決選投票を行い、第13条第2項の規定を準用して当選人とする。
- (13) 集計にあたり無効とする票は、次のとおりとし、投票の有効及び無効の判定は、委員2名以上による過半数で決し、可否同数のときは、委員長又は委員長があらかじめ指名した委員が決定する。
 - ア 有権者以外が投票した票
 - イ 指定した投票用紙以外で投票された票
 - ウ ○印以外の記入がある票
 - エ ○印の数が定数を超えている票又は定数に満たない票
 - オ 白紙のまま投票された票
- (14) 委員長又はその指名を受けた委員は、開票作業が終了した際、理事候補者選挙及び監事候補者選挙の区分ごとに、交付した投票用紙の数、回収した投票用紙の数、有効投票数、無効投票数、白紙投票数、当選人とその得票数、その補充者とその得

票数、その他必要な事項を当該支部総会に報告する。

- (15) 委員会は、前各号の事務について、必要な範囲で事務局に委ねることができる。
- 2 総会において、委員会が行う役員選挙に関する事務は、次の各号のとおりとする。
- (1) 総会開催日までに、会長選挙に必要な有権者名簿、投票箱、その他必要な資材を準備し適正に保管する。
 - (2) 各支部から推薦された理事候補者及びその補充者並びに監事候補者及びその補充者について、当該支部で行われた選挙の日時、場所、投票総数、有効投票総数、各候補者の得票数、選挙が適正に行われたこと、その他必要な事項を、委員長が総会に報告する。
 - (3) 新たに選任された会員理事の中から、会長選挙の立候補を受け付ける。
 - (4) 会長立候補者が1名の場合は、当該立候補者を当選人として認定し、委員長が総会に報告する。
 - (5) 会長立候補者が2名以上の場合は、直ちにすべての立候補者の氏名を連記した「会長選挙投票用紙」(別記様式11)を作成するとともに、選挙に必要な設営を行う。
 - (6) 投票用紙は、有権者を確認した上で交付し、指定の記入場所で記入させ、指定の投票箱に投票させる。特に投票箱については、その直近に複数の委員を配置し、不正行為等を防止する。
 - (7) 投票終了後は、委員立会いのもとで直ちに開票し、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。
 - (8) 投票数が同数のため当落を決めがたいときは、当該同一得票者による決選投票を行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。
 - (9) 集計にあたり、無効とする票は、次のとおりとし、投票の有効及び無効の判定は、出席委員全員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定する。
 - ア 有権者以外が投票した票
 - イ 指定した投票用紙以外で投票された票
 - ウ ○印以外の記入がある票
 - エ ○印の数が二つ以上ある票
 - オ 白紙のまま投票された票
 - (10) 委員長は、開票作業が終了した際、交付した投票用紙の数、回収した投票用紙の数、有効投票数、無効投票数、白紙投票数、当選人とその得票数、その他必要な事項を総会に報告する。
 - (11) 委員会は、前各号の事務について、必要な範囲で事務局に委ねることができる。

(第2回定例委員会の開催)

第18条 役員選挙が終了したときには、第7条第2項の規定により、委員長の招集によって第2回定例委員会を開催する。

- 2 当該定例委員会において、次の各号に定める内容について、事実には忠実な記録簿を作成するものとする。

- (1) 委員会（定例会及び臨時会）開催の日時、場所、会議内容、決議事項
 - (2) 委員の委嘱年月日、委員長及び副委員長の選出方法とその結果
 - (3) 支部総会開催の日時、場所、出席委員名、投票による選挙の有無、選挙結果
 - (4) 総会開催の日時、場所、出席委員名、投票による選挙の有無、選挙結果
 - (5) 任期中に委員に変更があった場合にはその記録、その他、委員会の活動の克明な記録、及び各委員の所見など
- 3 前項において作成した記録簿は、会長に提出するものとする。
 - 4 当該定例委員会の終了をもって、委員の任が解かれるものとする。

（投票用紙の保管）

第 19 条 総会及び各支部総会で投票に使用されたすべての投票用紙の保存期間は、選挙後 2 年間とし、事務局がこれを保管する。

（報酬及び費用の支弁）

第 20 条 委員は、無報酬とする。

- 2 委員及び委員会は、その事務を行うために要する費用について、協会からその支弁を受けることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 9 年 7 月 1 7 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、平成 11 年 8 月 27 日から実施する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。
- 4 この規程の一部を改正し、平成 17 年 12 月 9 日から実施する。
- 5 この規程の一部を改正し、平成 19 年 5 月 18 日から実施する。
- 6 この規程の一部を改正し、平成 20 年 1 月 18 日から実施する。